

附属機関一覧

2026年4月1日現在

番号	機関名称	設置根拠	設置目的	委員構成	委員定数	任期	事務局		電話番号
							部	課	
1	町田市長期計画審議会	町田市長期計画審議会条例	市長の諮問に応じ、町田市長期計画の策定に関し必要な事項について調査、審議するため	学識経験者、市民団体等の代表	12人以内	答申をしたときまで	政策経営部	企画政策課	042-724-2103
2	町田市いじめ問題調査委員会	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例第1条	いじめによる重大事態の調査について、市長が必要と認めるときに、教育委員会が行った調査結果の再調査を行うため	学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等	5人以内	再調査を終了するまで	政策経営部	企画政策課	042-724-2103
3	町田市外郭団体監理委員会	町田市外郭団体監理委員会条例	町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について調査、審議するため	行政運営に関して識見を有する者その他の学識経験を有する者	5人以内	2年	総務部	総務課	042-724-2108
4	町田市特別職報酬等及び公務活動費審議会	町田市特別職報酬等及び公務活動費審議会条例	市長の諮問に応じ、議員報酬等及び公務活動費の額について審議するため	町田市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民	10人以内	2年	総務部	職員課	042-724-2199
5	非常勤職員等公務災害補償審査会	町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申し立てについて審査するため	学識経験を有する者	3人	3年	総務部	職員課	042-791-2153
6	町田市退職手当審査会	町田市職員退職手当支給条例第21条	退職手当の支給制限等に対する処分についての調査審議	学識経験を有する者、副市長、教育委員会教育長、総務部長	5人以内	委嘱された日から当該事案に係る審査結果を答申した日まで	総務部	職員課	042-724-2199
7	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため	市民、学識経験者	9人以内	2年	総務部	法務課	042-724-2506
8	町田市情報公開・個人情報保護審査会	町田市情報公開・個人情報保護審査会条例	町田市情報公開条例第14条第2項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項及び町田市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため	学識経験者	5人以内	2年	総務部	法務課	042-724-2506
9	町田市行政不服審査会	町田市行政不服審査会条例	行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項(町田市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定に基づき設置された町田市情報公開・個人情報保護審査会が調査審議する事項を除く。)を処理するため	審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者	3人以内	2年	総務部	法務課	042-724-2506
10	町田市防災会議	災害対策基本法第16条第6項、町田市防災会議条例	町田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するため 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため	市議会議員、都の職員、市の職員、市の教育委員会教育長、警視庁の警察官、東京消防庁の消防吏員、陸上自衛隊の隊員、市の消防団長、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、町内会長及び自治会長、自主防災組織を構成する者又は学識経験者、市長が特に必要と認める者	40人以内	2年	防災安全部	防災課	042-724-3218
11	町田市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項、町田市国民保護協議会条例	市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、町田市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため	当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)、当該市町村の属する都道府県の職員、当該市町村の副市町村長、当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長)、当該市町村の職員(前二つに掲げる者を除く。)、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	30人以内	2年	防災安全部	防災課	042-724-3218
12	町田市交通安全推進協議会	町田市交通安全推進協議会設置条例	町田市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに交通環境の整備及び交通事故防止のため	市内の各官公庁・民間団体の代表及び学識経験者	25名以内	2年	防災安全部	市民生活安全課	042-724-4003
13	町田市立国際版画美術館運営協議会	町田市立国際版画美術館条例	版画美術館の適正な運営を図るため	学識経験を有する者、社会教育の関係者、学校教育の関係者、文化活動団体の代表	8人以内	2年	文化スポーツ振興部	美術館課	042-726-2771
14	町田市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条、町田市スポーツ推進審議会条例	地方スポーツ推進計画等のスポーツの推進に関する重要な事項について調査審議するため	学識経験者、スポーツ団体の代表、経済関係団体の代表、保健医療関係団体の代表、市民、町田市立公立中学校長会の代表	11人以内	2年	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	042-724-4036
15	博物館運営委員会	町田市立博物館条例・町田市立博物館条例施行規則	博物館の適正な運営を図るため	館長及び学識経験を有する者	10人以内	2年	文化スポーツ振興部	美術館課(博物館)	042-726-1531
16	町田市地域福祉計画審議会	町田市地域福祉計画審議会条例	地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査、審議するため	(1)学識経験を有する者 (2)市内の公共的団体の代表 (3)市内の福祉関連事業者の代表	15名以内	答申するまで	地域福祉部	福祉総務課	042-724-2133
17	町田市福祉のまちづくり推進協議会	町田市福祉のまちづくり総合推進条例第49条	市の諮問に応じ、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策に関することその他福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について調査審議し、答申する。	事業者、町田市民、学識経験者、関係行政機関の職員	25名以内	2年	地域福祉部	福祉総務課	042-724-2133
18	町田市民生委員推薦会	民生委員法第8条	民生委員・児童委員の適格者を推薦するため	元民生委員、市議会議員、社会福祉関係団体の代表、地域活動団体の代表	10人以内	3年	地域福祉部	福祉総務課	042-724-2537
19	町田市障がい者差別解消調整委員会	町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例	町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例により、市長からの諮問に応じ、障がい者に対する障がい理由とする差別に該当すると思われる事案の解決に必要な助言又はあっせんを行う	学識経験を有する者、障がい者及び家族等、事業者の代表、福祉関係団体の代表	7人以内(臨時委員除く)	3年	地域福祉部	障がい福祉課	042-724-2147
20	町田市障がい者施策推進協議会	町田市障がい者施策推進協議会条例	障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため	学識経験者、保健医療関係団体の代表、福祉関係団体の代表、経済関係団体の代表、教育関係団体の代表、関係行政機関の職員	20人以内	3年	地域福祉部	障がい福祉課	042-724-2147
21	町田市障害支援区分認定審査会	町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例	障がい者等の障害支援区分に関する審査判定業務を行うため	障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	25人以内	2年	地域福祉部	障がい福祉課	042-724-3089
22	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会	町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会条例	町田市における市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定に資するため	学識経験を有する者、保健医療関連団体の代表、福祉関係団体の代表、地域関係団体の代表、公営による市民	16人以内	3年	いきいき生活部	いきいき総務課	042-724-2916

附属機関一覧

番号	機関名称	設置根拠	設置目的	委員構成	委員定数	任期	事務局		電話番号
							部	課	
23	町田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条、国民健康保険法施行令第三条及び第四条、町田市国民健康保険条例第二条及び第三条、町田市国民健康保険運営協議会運営規則	国民健康保険事業運営に関する重要事項を審議するため	被保険者代表・保険医又は保険薬剤師代表・公益代表	12人	3年	いきいき生活部	保険年金課	042-724-4027
24	町田市介護保険苦情相談調整会議	町田市介護保険条例第8条	本人等からの介護保険に係る相談に対応するため	学識経験者、民生委員、事業者等の代表	5名以内	2年	いきいき生活部	介護保険課	042-724-4364
25	町田市介護認定審査会	介護保険法第14条、町田市介護保険条例第5条	審査判定業務を行わせるため	学識経験者	150名以内	3年	いきいき生活部	介護保険課	042-724-4365
26	町田市保健所運営協議会	町田市保健所条例第7～11条	地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため	学識経験者、市民団体代表、保健医療関係団体、関係行政機関	15人以内	2年	保健所	保健総務課	042-724-4241
27	町田市感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条、町田市感染症の診査に関する協議会条例	結核等の感染症患者に係る入院勧告及び入院期間の延長と、結核患者の一般医療の費用負担に関する事項等を審議する。	(1) 法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関(以下「感染症指定医療機関」という。)の医師 10人以内 (2) 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。) 4人以内 (3) 法律に関し学識経験を有する者 3人以内 (4) 医療及び法律以外の学識経験を有する者 3人以内	20人以内	2年	保健所	保健予防課	042-725-5422
28	町田市大気汚染障がい者認定審査会	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議するため。	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)第5条第1項の規定に基づき、大気汚染の影響を受けると推定される疾病の認定に関する事項を調査、審議するため。	医学に関し学識経験を有する者	10人以内	2年	保健所	保健予防課	042-725-5422
29	町田市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条、町田市子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する合議制の機関として設置	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者、子ども・子育て支援を実施する事業者の代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表、保健医療関係団体の代表、経済関係団体の代表、公募による保護者で市内に住所を有するもの、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	20人以内	2年間	子ども生活部	子ども総務課	042-724-2876
30	町田市環境審議会	町田市環境審議会条例	町田市の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議するため	学識経験者、市民、事業者	15人以内	2年	環境資源部	環境政策課	042-724-4386
31	町田市廃棄物減量等推進審議会	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第9条	一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項を審議するため	市民、事業者、学識経験者	20人以内	2年	環境資源部	環境政策課	042-724-4379
32	町田市都市計画審議会	都市計画法第77条の2、町田市都市計画審議会条例	都市計画法の権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため	学識経験者、町田市議会議員、関係行政機関の職員、町田市の住民	20人以内	2年	都市づくり部	都市政策課	042-724-4247
33	町田市建築審査会	建築基準法第78条	建築基準法に定める特定行政庁の許可等に対する同意及び審査請求に対する裁決並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議を行う	学識経験者	5名	2年	都市づくり部	都市政策課	042-724-4247
34	町田市住居表示整備審議会	町田市住居表示整備審議会条例	住居表示に関する法律に基づく町田市の住居表示の整備を図るため。	住居表示に関し学識経験を有する者、町田市議会の議員、市を管轄する警察署の代表、市を管轄する消防署の代表、日本郵便株式会社の代表、東京法務局の代表	10人以内	1年	都市づくり部	土地利用調整課	042-724-4254
35	町田市建築紛争調停委員会	町田市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	中高層建築物等の計画について、周辺住民と紛争が生じた際に、紛争の調整に関する事項を調査、審議し、健全な生活環境及び居住環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。	法律、建築又は環境等の分野に関し、優れた知識及び経験を有する者	6人以内	2年	都市づくり部	土地利用調整課	042-724-4256
36	町田都市計画事業鶴川駅南土地地区画整理審議会	土地地区画整理法第56条、57条及び58条、町田都市計画事業鶴川駅南土地地区画整理事業施行に関する条例	土地地区画整理法第56条に基づき、鶴川駅南土地地区画整理事業における換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法に定める権限を行うため	学識経験者、宅地の所有者及び宅地について借地権を有する者	10人	5年	都市づくり部	地区まちづくり課	042-724-4214
37	町田都市計画事業鶴川駅南土地地区画整理評価員	土地地区画整理法第65条、町田都市計画事業鶴川駅南土地地区画整理事業施行に関する条例施行規則	鶴川駅南土地地区画整理事業における土地又は建築物の評価を行うため	土地又は建築物の評価について経験を有する者	3人以上	規定なし	都市づくり部	地区まちづくり課	042-724-4214
38	町田市管理不全空家等及び特定空家等対策審議会	町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用促進に関する条例	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を適切に行うため	学識経験者その他市長が必要と認める者	5人以内	2年	都市づくり部	住宅課	042-724-4269
39	町田市街づくり景観審議会	町田市街づくり景観審議会条例第1条	町田市の街づくり及び景観づくりの総合的な推進に資するため	学識経験を有する者、街づくり又は景観づくりに関係する団体の代表、公募による市民	16人以内	2年	都市づくり部	地区まちづくり課	042-724-4267
40	町田市下水道事業審議会	町田市下水道事業審議会条例	下水道事業の円滑な運営に資するため、下水道事業の計画及び運営に関する事項について調査、審議するため	学識経験者、関係外部団体の代表、公募市民	10人以内	2年	下水道部	下水道経営総務課	042-724-4287
41	町田市学校給食問題協議会	町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例	学校給食(学校給食法(昭和29年法律第160号)に定めるものをいう。以下同じ第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食(以下「学校給食」という。))の充実に資するため	学識経験を有する者、保健医療関係者、消費者団体の代表、町田市立学校の児童又は生徒の保護者、町田市公立小学校長会又は町田市立中学校長会の代表、町田市立学校の教員(学校長を除く)、栄養士又は調理員	13人以内	2年	学校教育部	保健給食課	042-724-2177
42	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会及び町田市いじめ問題調査委員会条例	いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。)の対策の推進について調査、審議するため	学識経験者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等	5人以内	2年	学校教育部	指導課	042-724-2154
43	町田市生涯学習審議会	町田市生涯学習審議会条例	町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため	学識経験を有する者、学校教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、生涯学習又は社会教育の関係者、公募による市民	15人以内	2年	生涯学習部	生涯学習総務課	042-724-2181
44	町田市文化財保護審議会	町田市文化財保護条例第48条～第55条	文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議するため。	文化財に関し広くかつ高い識見を有する者	10人以内	2年	生涯学習部	生涯学習総務課	042-724-2554
45	町田市立図書館協議会	図書館法第14条、町田市立図書館協議会条例、町田市立図書館協議会運営規則	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるため	学識経験を有する者、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者	10人以内	2年	生涯学習部	図書館	042-728-8220
46	町田市民文学館運営協議会	町田市民文学館条例第20条	文学館の運営に関する基本的な事項について協議するため	市民、学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者	12人以内	2年	生涯学習部	図書館	042-739-3420